

高齢者虐待防止のための指針

公益財団法人豊郷病院介護事業部

※事業所名 _____

「高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格を尊重し、いかなる時も利用者本人に対して虐待を行ってはならない。」

「私達は自信を持って提供できるサービスを目指し、組織をあげて高齢者虐待防止に取り組まなければならない。」

■高齢者虐待防止等の適正化に関する基本的な考え方

- (1) 高齢者虐待防止に向けて常に努力を行わなければならない。
- (2) 利用者本人の人権を一番に考慮すること。
- (3) 職員が一体となり権利擁護や高齢者虐待防止の意識を高める研修を行うこと。
- (4) 日常的ケアの見直し、利用者本人に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを定期的に検討すること。
- (5) 高齢者虐待が発生した場合には、しかるべき所に情報提供を行うと共に適切に対応を行うこと。
- (6) 高齢者虐待の再発がないように努力を怠らないこと。
- (7) 介護サービスの提供に誇りと自信を持つこと。
- (8) 職員の高齢者虐待防止意識の向上、高齢者虐待を防止し高齢者虐待のない環境づくりを目指すこと。
- (9) 提供する介護サービスの点検を行い虐待の芽をつむこと。
- (10) 虐待につながりかねない不適切なケアの改善により介護の質を高める取り組みを行うこと。

■高齢者虐待防止委員会に関する事項

高齢者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、高齢者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に委員会を開催し、高齢者の虐待を防止することを目的として、「高齢者虐待防止委員会」を設置する。

高齢者虐待防止委員会は2ヶ月に1回以上開催し、次の事を行う。

- (1) 高齢者虐待に関する規定及びマニュアル等の見直しと周知に関する事。
- (2) 高齢者虐待防止の為の職員研修の内容に関する事。
- (3) 高齢者虐待について職員が相談、報告できる体制整備に関する事。
- (4) 職員が高齢者虐待を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適正に行われる為の方法に関する事。
- (5) 高齢者虐待が発生した場合にその発生原因等の分析を行い再発の防止策に関する事。
- (6) 高齢者虐待の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- (7) 高齢者虐待事例が発生した時には、迅速に委員を招集して対策を講じる。
- (8) 必要と認める場合は、第三者からの意見を求める。

◎高齢者虐待防止に関する責任者は施設管理者がその任を担う。

◎各職種、部門の代表から委員を構成する。

■高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

・新人採用時、中途採用時には、身体的拘束等の適正化に関する研修とあわせて高齢者虐待

防止に関する研修を随時実施する。

- ・年間研修計画に基づき、年間2回の高齢者虐待防止に関する研修を行う。
- ・高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解に関する研修の実施。
- ・権利擁護事業/成年後見制度の理解に関する研修の実施。
- ・高齢者虐待の種類や発生リスクの理解に関する研修の実施。

■高齢者虐待等が発生した場合の対応方法等に関する基本方針

「高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める。

(高齢者虐待防止法第5条1項参照)

「高齢者虐待を発見した場合、重大な危険の有無に関わらず、通報義務が生じる。

(高齢者虐待防止法第21条第1項、第2項、第3項参照)

※通報を行うことは守秘義務に妨げられない。通報したことによる不利益な扱いは禁止されている。

●職員は利用者本人、利用者家族または職員から高齢者虐待(疑いも含む)の通報があった時には速やかに委員に報告しなければならない。

～高齢者虐待(疑いも含む)を発見した場合の対応～

① 利用者本人の安全確保。

② 正確な事実確認(委員会メンバーが中心となり迅速に事実を確認する)。

③情報共有と対策の検討。

本人、家族への説明および謝罪。

関係機関への報告。

④原因分析と再発防止の取り組み。

◎ 記録の作成。

●関係機関

名称や連絡先などが変わる場合もあるので別紙に記載。

別紙記載の連絡先を参考に必要な通報を行う。

年に1回程度は関係機関の連絡先について確認を行う事が望ましい。

※記録には、高齢者虐待の発見時からの日々の心身の状態等の観察、虐待分類の内容や経緯経過などについて逐次その記録を加えるとともに、それについて適切に情報を開示し、職員間、施設全体、家族等関係者の中で直近の情報を共有する。また、この記録は行政の監査においてもきちんと整備し閲覧して頂けるようにする。

◎注意:虐待事例については、虐待等に関わる諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、

個別の状況に応じて慎重に対応する。

■高齢者虐待等が発生した場合の相談体制に関する事項

- ・利用者、その家族、職員等から虐待もしくは虐待が疑われる相談等があった場合は、適切に対応する。
- ・虐待を裏づける具体的な証拠がなくても、利用者やその家族、職員等の様子の変化から状況の把握などの確認に努める。
- ・虐待の発見、個別相談を受けた場合には(誰にも言わないでほしい等での相談を受ける場合もある)相談者に行政介入の必要性を説明し通報する事を考えてよい。
- ・虐待をしている(疑いも含め)職員の立場が上司や先輩、同僚や後輩のいずれであっても、対応に違いはなく相談/通報を行う。(実習生が虐待(疑いも含める)/不適切なケアを行っている事を発見した場合には、実習生の指導教員と共に適切に指導を行うこと。)
- ・職員が安心して働く環境の構築、相談できる職場環境の整備を行う。
- ・虐待につながる不適切ケアの発見があれば、相談/報告を行う。

■高齢者虐待の分類

1 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること、外部との接触を継続的に遮断する行為など。

2 介護・世話の放棄放任(ネグレクト)

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者本人の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

3 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動(精神的、情緒的に苦痛を与える言動)を行うこと。子ども扱いする、意図的に無視する、恥をかかせるなど自尊感情を傷つける行為なども該当する。

4 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。排泄の失敗に対する懲罰として下半身を裸にして放置する行為なども含まれる。

5 経済的虐待

本人の同意なしに財産や金銭を処分、使用して不当な利益を得る、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

■高齢者虐待・不適切なケアを防ぐ取り組み

- ・背景要因を解消する(背景要因は相互に強く関連するため、多角的に取り組む)
- ・不適切なケアを減らす(虐待の芽を摘む)

- ・利用者本人の権利利益をまもる適切なケアを提供する。
 - ・利用者本人の支援の場に虐待につながりかねない支援が行われていないか確認を行う。
 - ・職員の倫理観/コンプライアンスを高めるため、施設内研修の開催や外部研修への参加。
 - ・認知症高齢者など判断能力の低下がある方へのケアの方法理解を高める。
 - ・働きやすい環境づくりとして、上司や先輩、同僚や後輩などと普段から意見を言い合え、問題を指摘し合える関係構築を心掛ける。
- 全体で上記の取り組みを通じ、高齢者虐待の防止が達成されるよう組織的な対策(職員のメンタルヘルスに関する取り組みを含む)をとり、ケアの質の向上を目指す。

■虐待等にかかわる苦情解決方法

- ・苦情相談窓口を通じて虐待に関わる相談があった場合は、速やかに委員へ報告する。
- ・委員は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように細心の注意を払う。
- ・事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯などをふまえ、委員会において当該事案が発生した事案の検証、原因の除去と再発防止策を話し合い職員にも周知する。
- ・相談者に誠意をもって対応する。また、場合によっては、市町村、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を伝える。

■当該指針の閲覧について

事業所内に掲示するとともに、ホームページに掲載し、ご利用者、ご家族、従業者等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

■その他高齢者虐待防止の推進のために必要な基本方針

- 高齢者虐待の防止に取り組む為には、介護サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、取り組む必要がある。
 - ・高齢者虐待の背景、事情がある事に配慮し、一方的な価値観で非難するのではなく、訴えに耳を傾け、信頼関係を構築できるよう誠実な態度で接するようにする。
 - ・一緒に悩みを考えながら問題を整理し、高齢者虐待を防ぐ方策を見つけ出す。
 - ・介護負担、ストレスと高齢者虐待には密接な関わりがある事を理解し、介護負担軽減などについての方法を提案、検討する。
 - ・虐待者に精神疾患があるなどの場合は、専門の医師など関係機関との連携をとって対応を行う。
 - ・高齢者虐待が疑われる場合には、かならずサインがあるため、虐待のサインを見逃さないようにし、関係者の間で情報を共有し、問題解決に向けた対策を早急に立てる。

◎サインの例

- 通常の行動が不自然に変化する。
- たやすくおびえたり、恐ろしがったり、過度におびえたり、恐怖を示す。
- 人目を避け、多くの時間を一人で過ごす。
- 医師や福祉・保健の関係者に対する話の内容がしばしば変化する。

- 睡眠障害がある。
- 不自然に体重が増えたり減ったりしている。
- 物事や周囲のことに対して極度に無関心である。
- 強い無力感、あきらめ、なげやりな態度などがみられる。

・経済的に不安定になると高齢者虐待が増えるともいわれている。制度活用を勧めるなど
の提案、検討を行う。

・利用者又は家族に対して必要時には成年後見制度について説明しその求めに応じて、権利擁護サポートセンター等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

■成年後見制度の利用支援

※成年後見制度の内容

「認知症や知的障害、精神障害などで十分な判断ができない場合、財産の管理や福祉サービスの利用契約などを自分でするのが難しい事がある。また、その人にとって不利益な契約でも、そのことを判断できずに結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもある。そういった十分な判断ができない人の希望を聞きながら、財産管理や契約などを行うことで本人を守り、支援する制度が成年後見制度である。」

・利用者の人権などの権利擁護のため利用可能な制度について説明、啓発などを行う。制度利用に関する相談などがあった場合には、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自治体等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

※附則

- ・2022年1月1日より施行
- ・2025年04月01日一部改定。

別紙

- 職員は利用者本人、利用者家族または職員から高齢者虐待(疑いも含む)の通報があった時には速やかに委員に報告しなければならない。

～高齢者虐待(疑いも含む)を発見した場合の対応～

- ① 利用者本人の安全確保。
- ② 正確な事実確認(委員会メンバーが中心となり迅速に事実を確認する)
- ③ 情報共有と対策の検討。
 - ・本人、家族への説明および謝罪。
 - ・関係機関への報告。
- ④ 原因分析と再発防止の取り組み。
- ◎ 記録作成。

●関係機関

- | | | |
|--------------------|-----------------|----|
| ・彦愛犬権利擁護サポートセンター | TEL0749-22-2855 | |
| ・彦根市高齢福祉推進課 | TEL0749-23-9660 | |
| ・彦根市地域包括支援センターふるさと | TEL0749-47-3993 | |
| ・彦根市地域包括支援センターすばる | TEL0749-21-5412 | |
| | TEL0749-24-0494 | |
| ・彦根市地域包括支援センターハピネス | TEL0749-27-6702 | |
| ・彦根市地域包括支援センターゆうじん | TEL0749-21-3341 | |
| ・彦根市地域包括支援センターきらら | TEL0749-28-9323 | |
| ・彦根市地域包括支援センターいなえ | TEL0749-47-3320 | |
| ・愛荘町地域包括支援センター | TEL0749-42-4690 | |
| ・愛荘町福祉課 | TEL0749-42-7691 | |
| ・豊郷町地域包括支援センター | TEL0749-35-8057 | |
| ・豊郷町保健福祉課 | TEL0749-35-8116 | |
| ・甲良町保健福祉課 | TEL0749-38-5151 | |
| ・多賀町地域包括支援センター | TEL0749-48-8115 | |
| ・東近江市福祉部地域包括支援センター | TEL0748-24-5641 | |
| ・滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 | TEL077-528-3522 | など |